

○江戸川区都市計画審議会条例

平成十二年三月二十八日条例第二十五号

江戸川区都市計画審議会条例

(設置)

第一条 都市計画行政の円滑な推進を図り、もって江戸川区の均衡ある発展と区民福祉の増進に寄与するため、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条の二の規定に基づき、江戸川区都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議し、答申する。

- 一 街づくりの方針に関すること。
- 二 本区が定める都市計画に関すること。
- 三 都市計画について本区が提出する意見に関すること。
- 四 都市基盤の整備、主要都市施設の建設及び土地利用方針について、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、区長が委嘱する委員二十七人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区内関係団体の代表及び公募による区民のうちから委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

(秩序維持)

第八条 会長は、会議の秩序の維持のため、必要な措置を執ることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 江戸川区都市計画審議会条例(昭和五十七年三月江戸川区条例第六号)は、廃止する。